

日本語聴覚士協会との関係に関する議論を進めるために

福岡県言語聴覚士会会長 久保健彦

2002年5月18日の日本語聴覚士協会(以下「協会」と略す)総会で『各都道府県に日本語聴覚士協会の支部(仮称)をおくことを基本方針とする』という方針案が可決されて以来、各地の道府県士会で協会との関係をどうしていくかについての議論が始まっている。

福岡県士会は、全国組織である協会の結成呼びかけが始まる前に準備会を始め、協会とは別組織としてスタートした。

また、当初は協会には「支部」といった組織の規定そのものが存在しなかった。

しかし、福岡県士会としても全国組織との関係は初めから意識しており、会則の付則第5項において『本規約は日本語聴覚士協会会則の改正時点での検討を行う』としてある。

今後福岡県士会でも議論を行い、会員のコンセンサスを作りつつ態度を決定していきたいが、そのための資料として、これまでの「支部(仮称)」に関する動きの経緯をまとめた。(地域職能組織代表者会議の参加者に送付された資料から多くを取っている)

I. 協会総会における基本方針を巡って

2001年度の総会、及び前日の第1回地域職能組織代表者会議において、早く支部(仮称)に関する方針を明らかにせよという意見が噴出した。そして、2002年総会では『各都道府県に日本語聴覚士協会の支部(仮称)をおくことを基本方針とする』という方針案が提出され、可決された。しかし、この方針そのものについても、また『参考資料』として提出された4条件(※注1)を巡っても、総会、及び前日5月17日に開催された第2回地域職能組織代表者会議で、多くの疑問や批判の声が挙がった。

具体的には、協会は上意下達式の中央集権的組織を作ろうとしているのではないか、また4条件の「議決権を持つ構成員は全員が当協会正会員である」は現実的に無理であるといった声が多かった。

※注1 既存の地域職能組織に支部(仮称)になってもらうための条件として、理事会としては以下の4項目が必要であると考えております。

- 1) 会則、会費、代表者が存在する(名称にはこだわらない)
- 2) 会則が職能組織としての位置づけを明記している
- 3) 議決権を持つ構成員は全員が当協会正会員である
- 4) その都道府県の有資格者の多数を占める

それに対し、理事会からは、この4条件で決定ということではなく、あくまでもこの具体化は、各道府県士会との意見交換を十分行いながら進めるという説明がなされ、

a. 道府県士会から数人の代表者に出てもらって『地域組織具体化ワーキンググループ』をつくって検討する。

b. 道府県士会にアンケートを行う。

ということになった。

II. 第3回地域職能組織代表者会議で具体的な新提案がアンケートや2回の地域組織具体化ワーキンググループを踏まえ、10月20日に第3回地域職能組織代表者会議において、理事全員の賛同を得た案として次のような『地域組織のあり方(案)』が提出された。